

保険料率 および 特退標準報酬月額の改定に伴い 「健康保険料」と「介護保険料」の納付額が変わります

平成 31 年 2 月

被保険者 各位

富士フイルムグループ健康保険組合
(公印省略)

保険料率・特退標準報酬月額の改定のお知らせ

平成 31 年 2 月 12 日開催の富士フイルムグループ健康保険組合第 201 回組合会において、健康保険・介護保険の料率改定および特例退職被保険者(特退:OB の方々)の標準報酬月額改定が承認されました。

増大する介護保険納付金(国に代わり健保組合が徴収代行)に対応するため、事業主・被保険者からいただく介護保険料の料率を「引上げ」とともに、介護保険料率「引上げ」相当分の健康保険料率を「引下げ」という内容となっております。健康保険の赤字については、積立金より補填する計画と致しております。

また特退の財政が大幅な赤字となり収支均衡を図る一助とするため標準報酬月額を1等級「引上げ」させていただきます。

平成 31 年度 4 月以降の健康保険料・介護保険料は下記のとおりとなりますのでお知らせします。

記

1. 保険料率の改定

(1) 健康保険料率 8.45% → 8.42% ▲0.03%引下げ

(2) 介護保険料率 1.42% → 1.46% +0.04%引上げ

(参考) 介護保険対象者

40～64 歳の当健保の加入者(本人・家族を問わない)。対象者の人数増減に伴う保険料の増減はありません。なお、65 歳以上の方は介護保険第1号被保険者となり、当健保の介護保険対象者(第2号被保険者)とならないため、市区町村への介護保険料の納付が必要になります。

2. 特退標準報酬月額の改定

(1) 特例退職被保険者

標準報酬月額 300,000 円/月 → 320,000 円/月 +20,000 円(1等級)引上げ

(参考) 標準報酬月額の決定方法

「特例退職被保険者の当年 4 月以降の標準報酬月額は前年 9 月 30 日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(=410,000 円)の範囲内において定めた額」(健康保険法)とされており、当健保の特退職被保険者制度の加入者は一律の標準報酬月額が適用されます。

※尚、任意継続被保険者の標準報酬月の上限値は 410,000 円/月 です。(昨年同様)

3. 保険料納付額

(1) 標準報酬月額 320,000 円の場合(例)

		2018 年度(～2019/3)			2019 年度(2019/4～)		
健康 保険	料 率	8.45%	会社負担	4.935%	8.42%	会社負担	4.92%
			本人負担	3.515%		本人負担	3.5%
	保険料	27,040	会社負担	15,792	26,944	会社負担	15,744
			本人負担	11,248		本人負担	11,200
介護 保険	料 率	1.42%	会社負担	0.71%	1.46%	会社負担	0.73%
			本人負担	0.71%		本人負担	0.73%
	保険料	4,544	会社負担	2,272	4,672	会社負担	2,336
			本人負担	2,272		本人負担	2,336
合計	料 率	9.87%	会社負担	5.645%	9.88%	会社負担	5.65%
			本人負担	4.225%		本人負担	4.23%
	保険料	31,584	会社負担	18,064	31,616	会社負担	18,080
			本人負担	13,520		本人負担	13,536

※ 任意継続被保険者および特例退職被保険者の方は会社負担が無いため、
全額本人負担となります。

4. 問合せ等

(1) 社員の方

- ・保険料控除額等については勤務先の健保業務担当部門(FFBX、給事セ、人事等)へ
- ・改定については当健保組合へお問い合わせください。

(2) 任継/特退の方

富士フイルムグループ健康保険組合 TEL:0465-32-2125(代表)にお問い合わせください。

以上